

# かかりつけ医療機関の選定要件（診療所・病院）

「かかりつけ医療機関」として認定を受けるためには、すべての要件を満たす必要があります。

- ① 在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療及び介護、障害福祉サービスが提供されるよう、関係機関に働きかけることができること
- ② 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者について、災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定することができること
- ③ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介・提供することができること
- ④ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の容態が悪化した際の一時受入れを行うことができること
- ⑤ 一人の医師が開業している診療所などからの求めに応じて、患者の容態変化時等に可能な範囲で診療を支援することができること